

企画競争説明書

業務名称：ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト（実施フェーズ）

調達管理番号：22a00723

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月30日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月30日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト
(実施フェーズ)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年2月 ～ 2027年3月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年2月 ～ 2025年5月

第2期：2025年5月 ～ 2027年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の21%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 12月 6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 12月 7日 12時
3	質問への回答	2022年 12月 12日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 12月 23日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 1月 11日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00194）の受注者（株式会社 JIN）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口

（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス）

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示

共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト（実施フェーズ）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ブルキナファソは西アフリカのほぼ中央に位置する内陸国であり、度重なる政変・政治危機、また人口増や気候変動がもたらす失業や食料危機を起因とする深刻な貧困蔓延等の問題を抱えている。また、近年では過激派勢力の伸長による著しい治安悪化と同影響による更なる貧困悪化に直面している。同国における農業は、農業生産がGDPの18.4%¹を占め、人口の82%²が従事する等重要産業に位置付けられる。一方、同国の5歳未満児の死亡率は世界ワースト12位（2020年）、発育阻害（Stunting）率は21.6%³と、一部改善も見られるものの依然深刻な状況にある。こうした状況を踏まえ、同国政府は、農業を経済成長・貧困削減と、国民の栄養状態改善双方に重要な分野と位置づけ、2013年に「国家栄養・食料安全保障政策（PNSAN）」を、2017年には「国産作物の消費推進のための国家戦略（2019-2023）」を策定した。同戦略では、農作物の生産性向上を通じた経済成長・貧困削減のみならず、栄養改善のため、栄養価に優れ現地食文化にも適した調理方法の開発や多様化、加工水準向上、衛生習慣改善、包装技術改良等による付加価値化を目指している。なお、JICAは「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（Initiative for Nutrition and Food Security for Africa、以下「IFNA」）」に関連した協力を行ってきており、ブルキナファソはその重点国の一つに位置付けられている。

¹ World Bank Open Data, 2020

² Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt - Politiques agricoles à travers le monde - Fiche pays - Burkina Faso, 2015

³ UNICEF, 2021

かかる背景の下、同国政府は、農業を通じた栄養改善実践のため、関係者間の協議枠組構築、学校給食等関係者の能力強化、消費者に対する栄養啓発等を行うべく、本プロジェクトを我が国に要請した。

なお、本要請後の2020年1月に、同国政府は「学校給食を通し、学齢期の子どもが少なくとも1日1食はバランスの取れた食事を確実に摂取できるようにする」旨の大統領イニシアチブを発表した。本イニシアチブは、農業畜産水産資源省の主導の下、教育・保健等複数省庁と協働で学校児童と農家の栄養改善に取り組むことを促すものである。

要請内容及び上記イニシアチブ等の状況を踏まえつつ2020年2月には基本計画策定調査が実施され、プロジェクトの基本的な枠組みにかかる合意がなされた。これに基づき、2021年2月からの詳細計画策定フェーズにおいては、農業、保健、教育の各セクターおよび各対象州の関係者との協議が重ねられ、サイト選定や介入方法にかかる方針が検討され、2022年9月には、こうした活動を踏まえて詳細計画策定調査が実施され、本業務（本格活動実施フェーズ）の骨子となるプロジェクトの枠組みが決定された。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 対象地域

中央（Centre）州、中央南部（Centre-Sud）州、ムウン（Boucle du Mouhoun）州、南西部（Sud-Ouest）州、サヘル（Sahel）州、東部（Est）州

(2) 協力期間

2021年2月～2027年2月

(3) 先方実施機関

主実施機関：農業畜産水産資源省（MARAH）、農村経済振興総局（DGPER）

副実施機関1：国民教育・識字・国語推進省（MENAPLN）、フォーマル教育総局（DG-AEF）教育施設資機材調達局（DAMSSE）

副実施機関2：保健・公衆衛生省（MSHP）、保健・公衆衛生総局（DGSHP）栄養局（DN）

(4) 事業目的

対象地域において、農業、保健、教育のマルチセクター関係者による包括的な取組みにより、食事と衛生の改善に向けた住民の行動変容を促進し、もって対象州における同取組み普及と住民の栄養改善に寄与する。

(5) 上位目標

対象州内の他地域において栄養改善に関する行動変容を促進するための取り組みが実践される。

(6) プロジェクト目標

対象サイトにおいて、栄養改善に関する行動変容が促進される。

(7) 期待される成果

成果1：詳細な課題分析を通して本プロジェクトのPDMが改訂される。（詳細計画策定フェーズおよび詳細計画策定調査にて完了済）

成果2：対象サイトにおける、農業を通じた栄養改善に関する介入方針が3省間でまとめられる。

成果3：対象サイトの農家の収入向上と栄養改善のため、市場志向型農業(SHEP)を含む農業振興に関する取り組みが地方の農業技術普及担当職員を中心に実践される。

成果4：対象サイトの村落コミュニティの妊産婦、乳幼児およびその母親の栄養改善に関する取り組みが、保健センターを中心に実践される。

成果5：対象サイトの学校給食や児童の栄養の改善に関する取り組みが、学校を中心に実践される。

成果6：栄養改善に関する包括的な取り組みが、マルチセクターの関係者間の協議や協働を通じて実践され、実施方法がとりまとめられる。

(8) 活動

1.1 市場志向型農業に関する活動

1.1.1 農産物販売に関する調査を実施する。

1.1.2 対象サイトにおける農家の生産技術に関する調査を実施する。

1.1.3 農民組織に関する調査を実施する。

1.1.4 他国の好事例を参考に市場志向型農業の導入普及にかかる手法とツールを検討する。

1.1.5 成果の普及拡大を視野に入れた介入方法検討を含めたプロジェクト対象地域における調査を実施する。

1.2 栄養改善に関する活動

1.2.1 栄養に関する現況調査を実施する。

1.2.2 栄養改善のための3つの要素（食料摂取環境、保健、衛生）の実施状況に関する調査を行い、問題分析を実施する。

1.2.3 異なるアプローチ（研修、生活改善、ファシリテーション手法など）を通じた栄養改善のための介入

1.2.4 対象サイトにおける栄養改善のための介入の実施体制を提案する。

- 1.3 学校給食に関連する活動
 - 1.3.1 学校給食に関する現況調査を実施する。
 - 1.3.2 学校給食関係者による問題分析を行い、対象サイトにおける学校給食改善方法を提案する。
 - 1.3.3 対象サイトにおける学校給食改善のための介入の実施体制を提案する。
- 1.4 PDM が Ver.1 に改訂される。

- 2.1. 対象サイトにおける栄養改善のための介入実施に関し、マルチセクターの関係者間の協議の実施方法を提案する。
- 2.2. 対象サイトにおける栄養改善に関する介入の活動計画を 3 省間でとりまとめる。

- 3.1 農業畜産水産資源省等職員、農業普及員（ZAT/UAT⁴）、および対象サイトの農家に対し、SHEP アプローチに関する研修と活動を実施する。
- 3.2 農家に対し、生産者組合の組織化と組織能力強化に関する支援を実施する。
- 3.3 農家に対し、栄養改善に資するその他の農業生産のための研修と支援を実施する。

- 4.1 栄養改善に関する既存の啓発・教育ツール（水・衛生分野を含む）をレビューし、必要に応じて改訂版を策定する。
- 4.2 対象サイトの保健センター（CSPS⁵）、コミュニティヘルスワーカー(ASBC⁶)等に対し、栄養改善に関する啓発・教育の推進のための各種研修を実施する。
- 4.3 対象サイトの保健センターやコミュニティにおいて、妊婦及び乳幼児の母親に対し、栄養改善に関する啓発・教育を含む介入を実施する。

- 5.1 対象サイトの学校の職員と関係者（学校運営委員会、保護者会、母親会、給食調理担当者等）に対し、学校給食や児童の栄養の改善のための各種研修を実施する。
- 5.2 学校の給食、水・衛生、菜園の施設・資機材の整備を支援する。
- 5.3 学校職員及び児童による学校菜園における管理と生産を支援する。
- 5.4 学校菜園の生産物を活用した学校給食メニューを検討し、その提供を支援する。
- 5.5 学校職員による栄養・衛生教育の実施を支援する。

⁴ ZAT: Zones d'Appui Technique (Technical Support Zones/技術支援ゾーン), UAT: Unité d'Animation Technique (Technical Support Unit/技術振興ユニット)

⁵ CSPS: Centre de Santé et de Promotion Sociale (Health and Social Promotion Center/保健センター(保健社会向上センター))

⁶ ASBC: Agent de Santé à Base Communautaire (Community-based Health Worker/コミュニティ・ヘルスワーカー)

- 6.1 対象サイトにおける栄養改善介入の実践のため、マルチセクターの関係者間の協議の実施を支援する。
- 6.2 対象サイトにおける、マルチセクターの関係者間の協働を支援し、効果的な介入の実践例をとりまとめる。
- 6.3 対象サイトにおける活動の成果・教訓を整理し、マルチセクターによる栄養改善アプローチの実践マニュアルを作成する。
- 6.4 対象州における栄養改善アプローチや啓発・教育ツールの普及に向けた戦略を提案する。
- 6.5 開発パートナー（PTF⁷, NGOs）・関係省庁に成果と教訓を共有し、栄養改善に向けたベストプラクティスを広げるため、会合を開催する。

第4条 業務の目的

本業務は、「ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト（実施フェーズ）」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussions、以下「R/D」という。）に基づき業務を実施することにより、期待される成果の発現に寄与し、「第3条（6）プロジェクト目標」が達成されることを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）本プロジェクトで想定する介入のプロセス

1) 気づきの誘発

受益者が自身の食生活を見直し、不足している食品群や栄養素を特定する。また、栄養改善にかかる知識を得るための補完的なトレーニングを受ける。

2) 栄養改善の手段としての収入向上

SHEP アプローチにより農家の収入が向上する。

3) 栄養改善への行動変容

向上した収入を、栄養状態の改善に必要な食品群の購入、学校給食への寄付、衛生用品の購入などに充てる。また、農家が自家消費によって必要な食品群や栄養素を摂取することも想定する。

⁷ PTF: Partenaires techniques et financiers (Technical and Financial Partners /技術・資金パートナー)

(2) 介入セクターと対象

本プロジェクトにおいては、以下のようなプロセスで栄養改善に向けた行動変容の発現がなされるという仮説を設定する。この仮説は介入をしながら発注者とともに改訂していく。

<仮説>

本案件は、成果3：農業（SHEPによる所得創出・収入向上）、成果4：保健（栄養啓発）、成果5：学校（父母会や学校菜園を通じた基礎的な栽培技術の訓練や栄養啓発、父母会を通じた自主給食）を通じて、給食の裨益対象たる学童だけでなく、住民の家庭全体への裨益を目指す。

(3) 事業実施にかかる柔軟性の確保

上記(1)、(2)に示す基本的なアプローチを踏まえた上で、本業務においては、各対象サイトにおける現場介入事例の積み上げにより、住民の栄養改善への動機付けを行い、行動変容を起こし、かつブルキナファソ側で継続し他地域に展開可能な内容・規模・投入量の介入アプローチ（研修パッケージ）を開発することが期待される。プロジェクトにおいては現場で試行錯誤を繰り返すことができるよう、例えば、各対象サイトの必要に応じ、成果3（農業）の活動で普及員が栄養啓発を、成果5（教育・学校）で学校が農業や栄養啓発などを行う。特にセクター間の連携等について、各サイトの実情に合わせた実施方法の調整が期待されるが、この調整の結果として新たな研修活動や投入等の追加経費については、優先順位をつけた上で、発注者と十分な協議の上、必要性の高いものについては認める。

(4) 学校給食にかかる大統領イニシアチブへの貢献

2020年に発表された学校給食にかかる大統領イニシアチブに対しては、対象サイトにおける試行的な取り組み結果を同イニシアチブへ還元していくこととする。取り組み結果の中で、特に①給食の量にかかる改善（SHEP導入により向上した収入および農産物の一部を寄付、学校菜園の生産性の向上等）、②給食の質的改善（食材の構成の改善）、③衛生知識の改善の3点が、本プロジェクトの取り組みから学校給食改善に貢献できる重点項目として想定される。

(5) 安全対策措置の遵守と対象サイトにおける活動

中央州、中央南部州、南西部州、ムウン州、東部州、サヘル州を対象とし、詳細計画策定フェーズにおいて18か所の介入対象サイト（以下、「対象サイト」）が選定済である（表1）。このうち、中央州カディオゴ県のワガドゥグ市内の2つの小学校（パイロットサイト）については2022年9月時点では安全性が確認されていることから、日本人専門家が直接介入する。その他のサイトについては安全対策措置上、日本人専門家の渡航が認められないことから、遠隔支援を前提とした介入となる。なお、ブルキナファソ人の傭人がワガドゥグ市外の対象州で

活動を行う場合、JICA 関係部にて事前に安全性を十分確認する必要があるため、受注者は活動内容、移動経路等にかかる情報を発注者へ提出する⁸。

また、東部州、サヘル州については、対象サイトは選定しているが、治安状況の悪化を踏まえ現場での活動は全面的に中止し、当面は2州の関係者をワガドゥグで開催する研修等に招へいする⁹。東部州、サヘル州以外の対象サイトについても、治安状況を注視して必要に応じて現場活動の見合わせの可能性はある。一方、協力期間中に著しい治安状況の改善が見られるような場合には、発注者及び先方政府との協議に基づき現地活動の追加を検討する。

表1. プロジェクト対象サイト選定州、および対象サイト

州	県	コミューン	対象サイト（村落・学校名）	
			優先	予備
ムウン州	バレ県	Fara	Naouya	Pomen B
	ムウン県	Tchériba	Oualou	Sao A
	バンワ県	Solenzo	Sanakuy	Daboura B
南西部州	ポニ県	Bouroum-Bouroum	Banlo	Konsera
		Kampti	Kuèkuèra	Gbelfelela
	イオバ県	Dissihn	Dissihn Bagane	Kwè-Dakolé
中央州	カディオゴ県	Komsliga	Dayoubsi	Tansega
		Tanghin-Dassouri	Taonsgho	Bazoulé A
		Yaoughin/Boulmiougou	Ouaga Etoile (直接介入を行うパイロットサイト)	-
		Secteur16	Tampouy D (直接介入を行うパイロットサイト)	-
サヘル州 (現場活動無し)	セノ県	Seytenga	Seytenga A	Soffokel
	スウム県	Djibo	Djibo Ecole A	Djibo Sect 04
東部州 (現場活動無し)	ニヤニヤ県	Piéla	Dabesma	Piela A
		Thion	Harga	Diaka
	グルマ県	Tibga	Modré	Bolontou A
中央南部州	ズンドウエ オゴ県	Manga	Larga	Leongo
	バゼガ県	Doulougou	Pibse	Kalpongo
		Saponé	Kougpaka	Kuizili
合計			18	

(6) カウンターパート(C/P)を全面に出したプロジェクト活動の実施体制

上記(5)の通り、ワガドゥグのパイロットサイト以外については、遠隔によるC/P中心の活動実施とせざるを得ないが、これをC/Pのオーナーシップを高める好機と位置付け、農村経済振興総局(DGPER)をはじめとする関係省庁の

⁸ 受注者はこれらの条件下における実施体制について、現時点での想定を提案すること。

⁹ 研修実施にかかる経費は一般業務費として計上すること。

C/P と日本人専門家チームが強固なチームを形成したうえで、プロジェクト運営を行っていくことが期待される。

プロジェクト活動の実施にあたっては、C/P とのコミュニケーションを徹底し相互理解を深め、研修講師・指導者として彼らの能力強化と人材育成を行うと同時に、プロジェクト活動の計画立案段階から実施、モニタリングまでの全てのプロセスを C/P が主体的に実施する体制を構築する。C/P からのアイデアや意見を可能な限り取り込み、日本人専門家はその実現を下支えするようなプロジェクト運営を進めていく。C/P を前面に出し彼らの主体性を尊重して活動を進めることで、C/P の実施能力やプロジェクト活動に対する理解とオーナーシップ、さらには栄養改善への取り組みの全国普及とその持続性の確保を目指す。

(7) 介入・研修パッケージの工夫と軽量化

ワガドゥグ市内の2校（パイロットサイト）以外への介入は全て遠隔での支援となる。本業務において開発・実証する研修パッケージは、上記（1）で示す介入のプロセスに沿って、各 C/P 機関や他ドナー、また他の JICA 技術協力プロジェクトにおいて開発された既存の教材等の適用可能性を検討し最大限活動するとともに、協力期間中から実施後のブルキナファソ側による運営・展開可能性を考慮した軽量化を念頭に置いた介入方法を計画する。

また、基本計画策定調査時点においては、ワガドゥグのパイロットサイトでの活動成果や知見が間接対象地域に応用できるように、各地域の共通・類似事項を見出し、間接対象地域の活動に組み込んでいくことを想定したが、詳細計画策定フェーズにおけるベースライン調査結果より、間接対象地域とパイロットサイトでは農作物の栽培環境等が異なっていることが明らかとなっている。このため、農業分野にかかる介入についてパイロットサイトでの知見や教訓を他の対象サイトで応用する可能性は限定的であるが、農業分野以外のその他のセクターを中心にパイロットサイトと各対象サイトとの類似点を整理しつつ、地域ごとの状況を反映させたアプローチを検討・実践する。

(8) JCC の代替策としての MTCOM と PTWG

同国政府は、案件ごとの Joint Coordination Committee (JCC) を実施せず、年間2回の頻度で Comité de Pilotage (運営委員会) が開催される。しかしこの場合は、DGPER が所管する案件の進捗を一括報告する場であり、プロジェクト推進にかかる課題の共有や対応策の協議を行うことは難しい。そのため、本プロジェクトでは、省庁間での進捗状況の共有・調整や課題にかかる協議を行う機会の必要性に鑑み、「マルチセクトラル指導管理技術委員会(Multi-Sectoral Technical Committee for Project Orientation and Monitoring、以下「MTCOM」)」を設置することとしている。詳細計画策定フェーズにおいては同国政府のプロジェクト管理規定の変更等により未開催であり、農業畜産水産資源省次官の Technical note により改めてその機能等について規定することとなっているが、受注者においてもこの開催に向けた側面支援をする。

また、調査活動や技術普及を円滑に進めるための、Preparatory Technical Working Group（以下、「PTWG」）も設置し、実務者が参加し協議する場として、各省庁間の連携を促進し効率的に遂行する。MTCOM ではより中央レベルの、PTWG ではより現場レベルの参加者による会合と位置づけ、MTCOM は年に2回（Comité de Pilotage の直前）、PTWG は四半期に1-2 回程度程度の会合とする。

（9） 他の開発パートナーとの連携

AfDB（アフリカ開発銀行）、IFAD（国際農業開発基金）、WFP（国際連合世界食糧計画）、FAO（国際連合食糧農業機関）、農業系 NGO 等の複数の開発パートナーがプロジェクトを実施している。各組織が実施しているプロジェクトの一部は、本プロジェクトの活動に類似するものもある。このため、各組織の最新の動向を調査し、その後は協働の可能性や住み分けを協議し検討する。

特に、JICA 安全対策措置に沿って、邦人はワガドゥグ市内のみが移動範囲となるが、他の開発パートナーや NGO が対象地域とするエリアは本プロジェクトよりも広域であることが多い。そのため、第3条（8）6.5 に示す通り、定期的な情報交換と勉強会等の会合を開催し、地方展開の際の重要な協力アクターとしてのこれら機関との協力の可能性を追求する。

第7条 業務の内容

【第1期】

（1） ワーク・プラン（案）の作成・説明・承認

本プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法を提示するとともに、本格活動実施フェーズにおける具体的な活動内容とその実施方法、農業・保健・教育の各分野の介入にかかる方針、業務工程計画などを取りまとめたワーク・プラン（案）（仏文・和文）を作成する。ワーク・プラン（案）は業務開始段階で速やかに作成し、発注者へ説明し承認を得る。

（2） ワーク・プラン（案）の協議・合意

発注者に承認されたワーク・プランを用いて、ブルキナファソ実施機関、関係者と協議、意見交換し、プロジェクトのワーク・プランとして合意形成を行う。このワーク・プラン協議において、成果2にかかる活動内容¹²である本格活動実施フェーズにおける栄養改善に向けた介入方針¹³について、3省間で確認し合意形成を行う。

（3） 各指標の数値目標の検討

¹² 成果1にかかる活動および成果2の活動2.1については、詳細計画策フェーズおよび詳細計画策定調査において実施済みであり、本業務の対象外とする。

¹³ 基本計画策定調査時点においては、活動2.2として「学校給食にかかる介入方針の取りまとめ」としており、第6条（4）に記載の通り大統領イニシアチブへの貢献の形で方針が検討された。他方、詳細計画策定調査において、本項目については本プロジェクトにおける栄養改善全般にかかる方針取りまとめへ変更したことから、活動の一部を本格活動実施フェーズにおいて行うこととした。

本プロジェクトの改訂版 PDM においては、一部の指標の数値目標については暫定的な記載としている。本業務開始後に C/P 機関と協議の上、3 カ月以内に設定するとともに、現場介入の第 1 サイクルでの結果を踏まえ、C/P 機関および発注者と協議の上、必要に応じて修正する。なお、介入の 1 サイクルとは、以下(4)～(6)の一連の研修実施を指す。

(4) 成果 3 にかかる活動内容

- 1) SHEP 研修受講済の C/P (MARA 職員)¹⁴が中心となり、各地域レベルの各省職員と普及員に対する研修を開催する。
- 2) 対象地域の農家に対し、生産者組合の組織化、組織力強化にかかる支援を行う。
- 3) 農家向けの栄養改善にかかる啓発活動・研修を実施する。この時、第 6 条(1)の介入のプロセスを踏まえ、収入が向上した後の行動変容に向けて、栄養・食事状況にかかる気づきの誘発、栄養改善の重要性にかかるコンテンツの検討を行う。

(5) 成果 4 にかかる活動内容

- 1) 詳細計画策定フェーズにて収集された情報、及び各関係省庁、関係機関へのヒアリングを行い、栄養改善にかかる啓発・教育ツールの導入状況等にかかる最新状況を確認する。
- 2) 各対象サイトにおける CSPS、ASBC、及びその他母親グループ等の活動状況にかかる情報収集を行い、対象サイト毎に啓発・教育ツール・機会・担い手の組み合わせを検討する。必要に応じて活用可能な既存ツールの改訂を行う。
- 3) 対象サイトの CSPS およびコミュニティにおいて研修を実施する。

(6) 成果 5 にかかる活動内容

- 1) 栄養指導にかかる授業の開始状況を確認する。MENAPLN によれば 2022 年 9 月から始まる新学期から、教育カリキュラムの中に新たに栄養改善のコンテンツを入れることとしている。また、10 月より一部の学校から開始しているという情報もあるため、各対象サイトでの最新状況と導入計画を確認し、必要があれば学校における栄養啓発・給食改善に向けた取り組み方針に反映する。また、既存のコンテンツに追加的に実施すべき啓発・教育内容について学校関係者と協議・検討し、導入状況に即して内容の追加を行う。ただし、例えば食事状況の見える化を行うためのツール導入等、栄養指導にかかる授業の追加ではなく、教職員への負荷の小さい付加的なものとする。
- 2) 学校関係者に向けた学校給食および栄養改善にかかる研修を実施する。ワガドゥグのパイロットサイトの 2 校においては、①学校給食改善、②学校菜園の教育的活動への利用、③衛生状態の改善(衛生教育)を柱とする方針となっ

¹⁴ 詳細計画策定フェーズにおいては、SHEP研修を開催済である(2021年11月、3州ずつそれぞれ5日間)。このSHEP研修の講師は、JICAの別事業(ブルキナファソ国農業・農村開発政策アドバイザー)の一環で開催されたSHEPマスタートレーナー研修の受講者である。

ている。これらの実施に先立ち、学校関係者向けの栄養研修内容について上記 1)の確認結果も踏まえて検討し実施する。

- 3) 対象サイトの各学校における必要な資機材リストを作成し、C/P と協議の上、投入内容にかかる優先順位付けを行う。給食施設および学校菜園の改善に向けた必要最小限の資機材を整備する。
 - 4) 学校菜園の生産物を活用した学校給食メニューを検討し、その実施を支援する。
- (7) 成果 6 にかかる活動内容
- 1) パイロットサイトにおける介入モデルの実践に際し、各サイトにおける農業・保健・教育分野の関係者が活動内容と進捗、課題を共有する場作りを支援する。関係者間コミュニケーションの場としては、定期会合のような形式に限らず、SNS、メールグループ、小規模な寄合等各サイトにおいて負荷の小さく、参加しやすい形を検討し実施を支援する。
 - 2) 上記 1)の関係者間の協働を促進するとともに、第 1 サイクルの研修と実践の結果を取りまとめ、その教訓や改善点について C/P と協議し取りまとめる。

【第 2 期】

(1) ワーク・プラン（案）の更新・説明・承認

本格活動実施フェーズの第 1 期活動を踏まえ、ワーク・プラン（案）（仏文・和文）を更新する。ワーク・プラン（案）は業務開始後速やかに作成し、発注者へ説明し承認を得る。

(2) ワーク・プラン（案）の協議・合意

発注者に承認されたワーク・プランの更新版を用いて、ブルキナファソ実施機関、関係者と協議、意見交換し、プロジェクトのワーク・プランとして合意形成を行う。

(3) 成果 3 にかかる活動内容

- 1) 【第 1 期】（4）を継続し、研修の第 2 サイクルを実施するとともに、第 1 期研修受講者のモニタリングを支援する。なお、第 2 サイクルとは（3）～（5）にかかる一連の研修を指す。

(4) 成果 4 にかかる活動内容

- 1) 【第 1 期】（5）を継続し、研修の第 2 サイクルを実施するとともに、第 1 期研修受講者のモニタリングを支援する。

(5) 成果 5 にかかる活動内容

- 1) 【第 1 期】（6）を継続し、研修の第 2 サイクルを実施するとともに、第 1 期研修受講者のモニタリングを支援する。

(6) 成果 6 にかかる活動内容

- 1) 【第1期】(7)2)における実践結果・教訓を農業・保健・教育の各セクターの関係者に共有し、各サイトにおける第2サイクル実施にあたって参考となる点を整理し実施内容の改善を検討する。
- 2) 日本人専門家の直接介入地域であるワガドゥグのパイロットサイトにおける活動結果を取りまとめ、介入実践にかかる知見共有を行う。この時、【第1期】(7)1)において支援した関係者間のコミュニケーションの場を活用するとともに、間接対象地域関係者によるパイロットサイト視察の受け入れを行う。
- 3) パイロットサイトおよび間接対象州関係者による他対象サイト相互訪問を実施する。各対象サイトにおける介入の工夫、活動結果、優良事例、教訓にかかる知見共有を行うための相互訪問及びワークショップを開催し、各関係者の担当地域での取り組みへどう活用するかを発表し協議する。なお、ワークショップの結果としては、農業栽培環境、治安状況、インフラ整備状況等の違いや、各地域における伝統的な食習慣といった前提条件の違いについても整理しつつ、共通して活かせる介入方法と、個別事例として整理すべき教訓とに分類して取りまとめる。
- 4) 第1期活動結果を踏まえ、DGPERを中心とするC/Pを対象とした第三国研修を検討・実施する。研修員は8名程度、期間は2週間程度を想定する。
- 5) 第1期、第2期を通じて得られた教訓、優良事例から、マルチセクターによる栄養改善アプローチの実施マニュアルを作成する。
- 6) 間接対象地域の各州における活動結果より、栄養啓発および研修ツールの普及に向けた戦略を検討してC/Pへ提案し、この提案を基に本プロジェクト終了後の継続実施を念頭に置いた関係者間協議を支援する。

【共通】

(1) モニタリングシートの作成とMTCOM開催支援

2023年7月にモニタリングシート Ver.1 (和文・仏文)を作成し、JICA ブルキナファソ事務所に提出する。モニタリング結果は、MTCOMを開催して関係者へ報告する。MTCOMにおいては、モニタリングシート内容を基に最新の活動計画やブルキナファソ側の予算確保状況の確認、プロジェクトの実施運営に係る重要事項・課題対応等にかかる協議を行う。第1回提出後も6か月毎にC/Pと共にモニタリングシートを作成し、MTCOMで報告、JICA ブルキナファソ事務所に提出する。

(2) 開発パートナー、関係省庁等との会合(勉強会)の開催(成果6)

本プロジェクトの進捗・成果および教訓、優良事例の共有を行うため、開発パートナー及びNGO、関係省庁との会合を開催する。

(3) 課題別研修(本邦及び在外補完研修)への参加支援

本業務実施期間中においては、栄養改善にかかる課題別研修への参加によるC/Pの能力強化を行う。本業務の一環として、研修受講者の選定について適宜助言と協力を行う。

(4) JICAによる各種調査への協力

本業務実施期間中に想定される中間レビュー調査、終了時評価への協力として、実施した業務の関連資料等を整理し、発注者へ提供する。

(5) 広報活動の実施

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果を、ブルキナファソ及び日本の国民、他開発パートナー、及び他の IFNA 関連のプロジェクト関係者からも正しく理解してもらえよう、広報活動について積極的に協力する。加えて、発注者が行う各種セミナー等における発表や広報活動についても、本業務の一環として協力する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約では各期2回目（Ver.2およびVer.6）のモニタリングシート提出を部分払い用の中間成果品とした部分払いを行うことを想定している。

契約	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	電子データ (和文)
	ワーク・プラン	業務開始から約2ヵ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.1)	業務開始から5ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.2)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.3)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.4)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	プロジェクト業務進捗報告書	第1期契約履行期間の末日	電子データ (和文・仏文)
第2期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	電子データ (和文)
	ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.5)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)

契約	レポート名	提出時期	部 数
	モニタリングシート(実施フェーズVer.6)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.7)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	モニタリングシート(実施フェーズVer.8)	前回のモニタリングシート提出から6ヶ月後	電子データ (和文・仏文)
	事業完了報告書	第2期契約履行期間の 末日	和文：3部 仏文：3部 英文：3部 CD-R：2枚

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	現地傭人を活用し、C/Pのオーナーシップを高めるための直接／遠隔支援体制および実施方法	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 安全対策措置の遵守と対象サイトにおける活動 (6) カウンターパート(C/P)を全面に出したプロジェクト活動の実施体制
2	既存教材等の活用による栄養改善研修パッケージの素案	第6条 実施方針及び留意事項 (7) 介入・研修パッケージの工夫と軽量化
3	第三国研修のテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国(地域)	第7条 【第2期】(6)成果6にかかる活動 4)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：栄養改善及び市場志向型農業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、現地治安情勢の影響や、コロナ禍の影響により現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／マルチセクター連携

➤ 市場志向型農業

➤ 栄養改善／母子保健

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 35.0 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／マルチセクター連携）】

- ① 類似業務経験の分野：マルチセクター間の連携に資する業務。農業・農村開発分野にかかる各種業務経験を有することが望ましい。
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語。仏語能力を有することが望ましい。両言語の能力にかかる証明書を有する場合は添付すること。
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：市場志向型農業】

- ① 類似業務経験の分野：市場志向型農業にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ⑤ 語学能力：英語または仏語。仏語能力を有することが望ましい。両言語の能力にかかる証明書を有する場合は添付すること。

【業務従事者：栄養改善／母子保健】

- ① 類似業務経験の分野：母子保健及び栄養改善にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語。仏語能力を有することが望ましい。両言語の能力にかかる証明書を有する場合は添付すること。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

第1期：2023年2月～2025年5月

第2期：2025年5月～2027年3月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 54.00 人月（現地：51.00人月、国内3.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／マルチセクター連携（2号）
- ② 市場志向型農業（3号）
- ③ 栄養改善／母子保健（3号）
- ④ 学校給食
- ⑤ 研修管理

3) 渡航回数を目途 全43回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

特になし。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- プロジェクト要請書
- 本プロジェクトの当初 R/D（2020 年）
- R/D 改定にかかるミニッツ（2022 年）
- 基本計画策定調査報告書（2020 年）
- 詳細計画策定調査報告書（案）（2022 年）

2) 公開資料

- 栄養プロフィール（ブルキナファソ、2020 年 3 月）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/ku57pq00001pa078-att/nutrition_profile_burkinafaso.pdf
- アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022 年 2 月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047081.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄仏語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

受注者は、安全対策について万全を期す必要があり、常に外務省の海外安全ホームページにて危険情報を確認し、また安全対策措置にかかる JICA 本部およびブルキナファソ事務所の指示に従うとともに、JICA が規定する安全対策措置を確認・厳守してください。また、緊急時の連絡先については特に万全を期し、現地業務中の安全管理体制についてはプロポーザルに記載してください。

現地情勢は不安定であり、JICA の安全対策措置については随時の変更が想定されるため、変更結果に応じ、業務への制約や追加経費の必要性が明らかとなる場合、また、渡航制限による業務計画の変更を余儀なくされる場合については、随時協議を行うこととします。

2022 年 11 月現在、ワガドゥグ市内以外への日本人専門家の渡航は禁止としており、さらにワガドゥグ市内への渡航に関しても、滞在人数及び滞在日数に一定の制限がかかることが想定されます。日本人専門家の渡航については 2 週間以上前に JICA 経済開発部への渡航申請提出が必須であり、各渡航時の活動の安全性を確認した上で現地業務にあたることとなります。また、受注者が現地にて雇用する傭人のワガドゥグ市外への移動に関しても、JICA 経済開発部への 2 週間以上前の事前申請が必須となっていることを念頭に置いた業務実施が必要となります。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（3）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（4）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 第三国研修費（一般業務費）： 3,500 千円【第2期】
- 2) 給食施設および学校菜園の改善用資機材一式（第7条【第1期】（6）3）（一般業務費、雑費）：3,000 千円（【第1期】1,500 千円、【第2期】1,500 千円）

（5）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒パリ⇒ワガドゥグ（エールフランス）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

ブルキナファソ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律18,650円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／マルチセクター連携	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／○○○○	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：市場志向型農業	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：栄養改善／母子保健	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	